

小山市市民活動保険のご案内

小山市市民活動災害補償保険制度とは

市民の皆様が安心してボランティアなどの市民活動を行えるように、市が保険料を負担し、損害保険会社と契約をして運営しています。

万が一事故が起きてしまった場合には、日頃の具体的なボランティアなどの活動内容や、事故の状況等を書面で報告いただき、活動や事故が市民活動保険の要件を満たしているかについて、市と保険会社が審査を行います。

○ 保険の対象となる市民活動とは

- 1 活動の拠点を市内に置く市民により自主的に構成された団体
又は個人（市外居住者を含みます。）が行う活動
- 2 無報酬の活動（交通費等実費の支給等を除きます。）
- 3 繼続的・計画的に実施されている活動
- 4 公益性のある活動（市主催の行事に参加した場合）
※ 保険適用範囲には活動の往復経路も含まれます。



具体的な活動例

1 地域社会活動

自治会・PTA・防犯・防災・お祭り・清掃等の活動

※盆踊りやぐらの組立・解体、消防団の訓練、出初め式、野焼きは対象外

2 青少年健全育成活動

子供会・ボーイスカウト・ガールスカウト等の活動

3 社会福祉・社会奉仕活動

福祉施設援護・ホームヘルプ・ガイドヘルプ・手話通訳等の活動

4 社会教育活動

文化・芸術活動、レクリエーション活動（運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体の活動は除きます。）

5 市主催事業への参加・手伝い

防災訓練・講演会・公民館まつり・市民総合体育大会等



○ 対象とならない主な活動

1 傷害事故

自殺行為・犯罪行為・闘争行為
他覚症状のないむち打ち症や腰痛など

2 賠償責任事故

地震・噴火・洪水・津波など
自動車の運行に起因するもの
指導者等の同居の親族に対して負担するもの

※その他保険会社の約款で対象外とされているものは対象になりません。

○ その他

- ◆イベントの参加者は、保険の対象になりますが、一般来場者は対象なりません。
- ◆個人の趣味的な活動、構成員相互の利益を目的とした共益的な活動は対象なりません。
- ◆研修旅行等で、宿泊を伴う場合は、宿泊施設に入ってから出るまでに起きた事故については保険の対象なりません。

○ 市民団体(個人)の登録手続き・活動報告について

1 保険加入手続き

市民団体(個人)を所管する市の担当課を通して事前に保険加入の為の登録が必要です。

2 活動報告

事故の有無にかかわらず、毎月15日までに前月の活動内容を市の担当課を通して報告してください。（活動報告がないものは事故があっても保険が適用されません。）